

■ 放置容器・所有者不明容器をみつけたら ■

所有者がわかる場合は所有者へ、所有者がわからない場合や内容物が不明な場合には下記(関係機関または関係団体)へ連絡して下さい。

〈沖縄県内で発見された放置・不明容器〉



- 関係機関：沖縄県・警察・消防
- 関係団体：(一社)沖縄県高圧ガス保安協会

※不明容器とはガス名や内容物が不明な容器のことです。

■ 異常時には落ち着いて適切な処置を行って下さい ■

❗ ガスが漏えいした場合

- ① ガスの使用を止め、容器バルブを閉止する。
可燃性ガスの場合は、付近での火気の使用をやめる。
- ② 扉や窓を十分に開け、換気をする。
- ③ ガス販売店に連絡する。

❗ バルブが損傷した場合

(容器自体が飛び回る恐れがある)

- ① 消防に通報する。



❗ 容器の喪失・盗難の場合

- ① 沖縄県・警察署に盗難届を提出するとともにガス販売店に連絡する。

❗ ガスに引火した、周囲で火災が発生した場合

- ① 消防に通報する。
- ② ガスの供給の遮断や容器のバルブ閉止
初期消火に可能な限り務める。
- ③ ガス販売店に連絡する。



● 高圧ガス容器に関する連絡・お問い合わせ先 ●

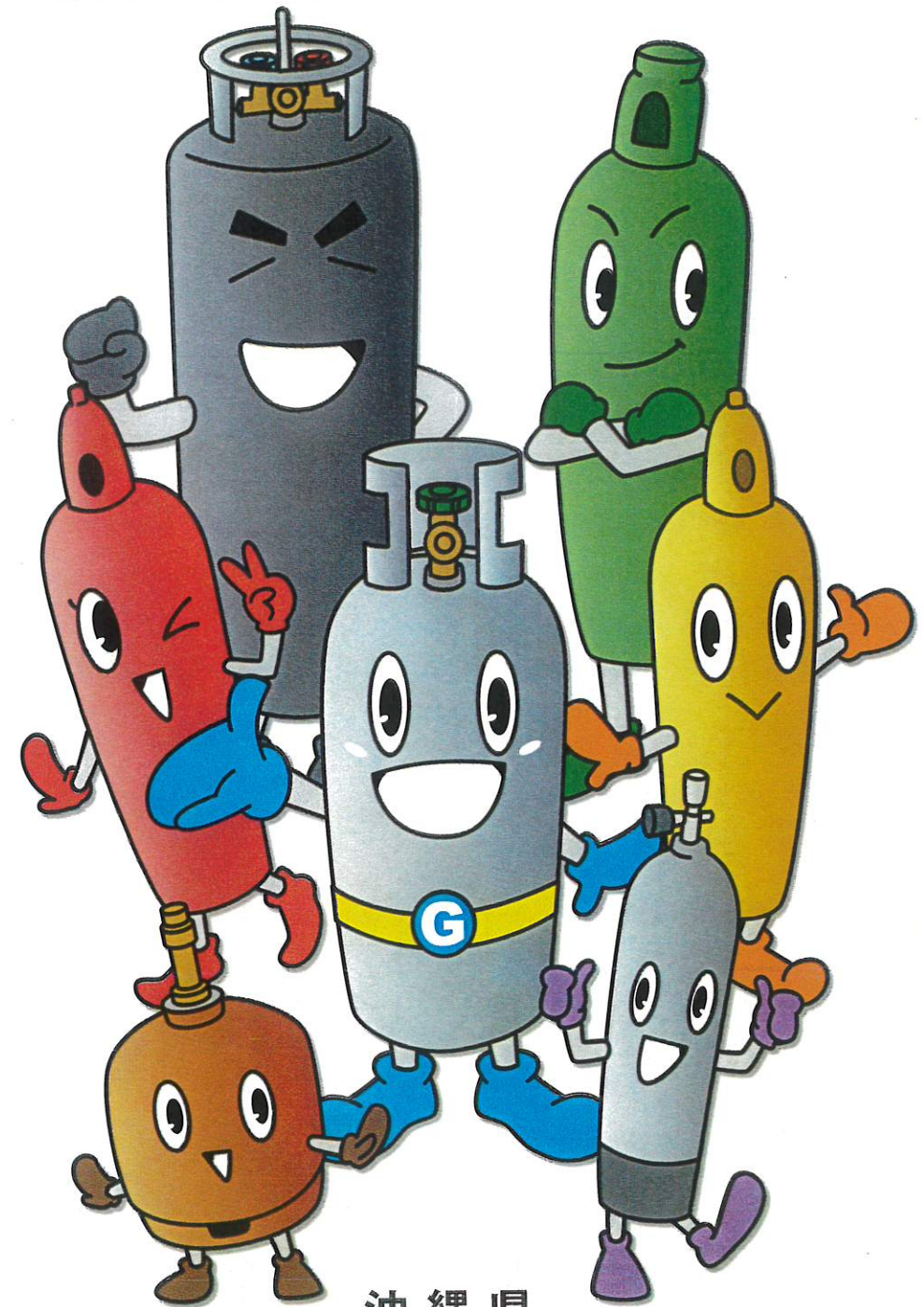
沖縄県商工労働部 産業政策課 産業基盤班
那覇市泉崎 1-2-2(県庁 8階)
TEL 098-866-2330 FAX 098-866-2440

沖縄県八重山事務所 総務課 総務振興班
石垣市字真栄里 438-1(八重山合同庁舎 2階)
TEL 0980-82-3040 FAX 0980-82-3760

一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会
那覇市字小祿 1831 番地 1(沖縄産業支援センター 706)
TEL 098-858-9562 FAX 098-858-9564

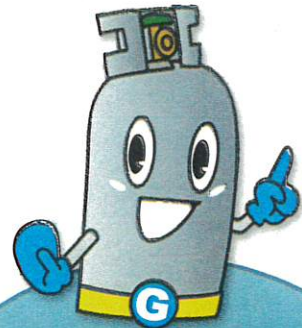
沖縄県宮古事務所 総務課 総務振興班
宮古島市平良字西里 1125(宮古合同庁舎 2階)
TEL 0980-72-2551 FAX 0980-73-0096

高圧ガス容器の取扱いについて



沖縄県
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会

このパンフレットは**高圧ガス販売事業者**並びに**消費事業者**の皆様を対象に
高圧ガス保安法 および **沖縄県高圧ガス容器安全管理指針**
 (平成30年3月16日施行)から一部を抜粋したものです。



一緒に
見てみましょう!

目的

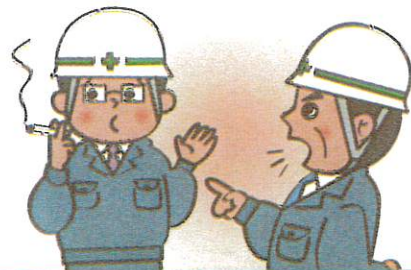
高圧ガス保安法と一般高圧ガス保安規則に基づき、高圧ガス容器の適正な管理の徹底と安全な消費の確保により、事故や高圧ガス容器による災害の発生を防止することです。

- 容器の正しい使用方法や保管のしかた。
- 運搬の留意事項。
- 異常時の適切な処置方法。
- 責任を持ってしっかりと管理すること。等々

適用範囲

高圧ガス容器を使用して高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄を行う者、容器検査所、関係機関及び関係団体に適用されます。

- 関係機関とは沖縄県、警察、消防のことです。
- 関係団体とは(一社)沖縄県高圧ガス保安協会のことです。

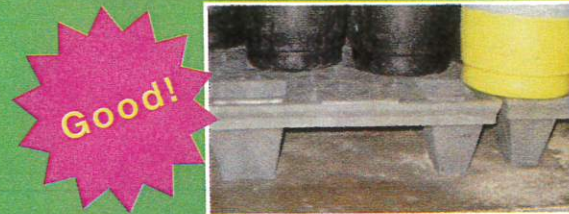


ルールを
守ろう!

こんな容器は危険 (沖縄県内の事例)



良い例 (沖縄県内の事例)



安全を守る9つのポイント!

1 容器の受け渡し・受け取り時には立ち合い確認をしましょう。

- 港や工事現場に放置してはいけません。
- 容器置場(定められた場所)に保管しましょう。



〈港に放置されているスクーバ容器〉

2 所定の表示や容器所有者登録を行いましょう。

- 高圧ガス保安法第46条第1項(表示)による表示、又は容器所有者登録制度による登録を行わなければいけません。

3 容器はサビや腐食を防止するように管理しましょう。

- 水のたまった床面などに置かないようにしましょう。
- 腐食の進行しやすい場所に放置しないようにしましょう。

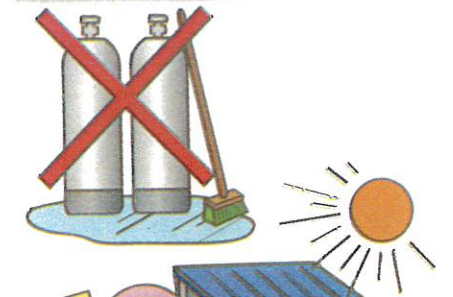


4 容器は大切に取り扱いましょう。

- 充てん容器は直射日光を避け、容器の温度が40℃を超えないようにしましょう。
- 容器はバルブを保護し損傷を防止するとともに、粗暴な取扱いをしないようにしましょう。

5 可燃性ガス、酸素、混合空気(ナイトロックス)の容器は火気厳禁です。

- 酸素や混合空気は油脂類も厳禁ですので、油のついた工具や手袋で取り扱わないようにしましょう。



6 作業前後に使用機器等の点検を行いましょう。

- 配管、ホース、調整器、バルブ等に異常がないか確認しましょう。
- ホースに亀裂や劣化がないか確認しましょう。
- 可燃性ガス用の逆火防止器は定期的に点検または交換しましょう。



7 ガスは完全に使い切らないようにしましょう。

- ガスを使い切ると容器内に外気が入り込むことがあります。
- 特にスクーバ用の容器は安全のためガスを残しましょう。



油脂厳禁

8 借用容器は使用中でも原則1年以内で返却しましょう。

- 容器所有者は安全管理上、法定検査時以外でも定期的に容器の状態等を確認するようにしましょう。



9 法で定められた容器再検査を受けましょう。

- スクーバ用アルミニウム合金容器は年1回のねじ部検査が必要です(その他、法で定められた再検査も必要です)。
- 高圧ガス容器の容器再検査や附属品再検査は容器検査所へ依頼しましょう。
- 複合容器(FRP容器)は3年ごとに再検査を受け、製造から15年を経過したものは使用できません。



〈ねじ部クラックが原因で破綻したスクーバ容器〉